

田辺三菱製薬コーポレートガバナンス・ポリシー

第1章 目的

田辺三菱製薬グループ（以下「当社グループ」といいます）は、「医薬品の創製を通じて世界の人々の健康に貢献します」との「企業理念」と「国際創薬企業として、社会から信頼される企業になります」との「めざす姿」を掲げています。

これらの実現のため、経営の意思決定の効率性・迅速性を確保するとともに、社外取締役による監視・監督および監査役による監査体制の充実によって、経営の透明性・客観性の確保を進めることにより、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する責任を果たし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを最重要課題と位置付けています。

当社グループは、この基本的な考え方のもと、次のとおりコーポレートガバナンス・ポリシーを定め、これに基づき、最適なコーポレート・ガバナンス体制の実現に継続的に取り組んでまいります。

第2章 ステークホルダーとの関係

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、患者さん、医療関係者、株主、取引先、地域社会、従業員等のすべてのステークホルダーとの間で良好な関係を築き、適切な協働に努めます。

1. 株主との関係

(1) 株主総会

当社は、株主総会が最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話の場であることを十分認識のうえ、開催日の適切な設定、適確な情報提供、十分な検討時間の確保、円滑な権利行使の環境整備等、株主が適切に議決権の行使を行えるよう十分に配慮します。

(2) 株主の権利と平等性の確保

すべての株主について、その持分に応じて平等に扱うとともに、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を妨げることのないよう配慮します。

特に、主要株主^{*}との関係においては、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのないよう配慮します。

※「主要株主」とは、当社の発行済株式の10%以上を保有する株主をいいます。

(3) 株主との対話

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、別途定める株主との対話に関する方針に基づき、株主との建設的な対話に努めます。

(4) 資本政策等

①資本政策の基本方針

当社は、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、戦略的投資、研究開発投資および設備投資等の成長への投資を行うとともに、株主への利益還元についても重要な経営課題と位置付け実施してまいります。

配当については、連結配当性向 50%を念頭に、安定的かつ継続的に充実させていく方針です。

また、将来の成長への投資に備え、内部留保を行ってまいります。

②政策保有株式

(i) 政策保有株式[※]については、中長期的な企業価値向上を図るため、継続的な取引関係および事業戦略における関係の維持・強化等、事業上の必要性が認められると判断する場合に株式を保有します。

(ii) 政策保有株式のうち主要なものについて、保有目的に合致しているか否かを毎年取締役会で検証します。

(iii) 政策保有株式の議決権については、中長期的な株主価値向上の観点から、その行使内容を判断します。

※「政策保有株式」とは、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ること以外の目的をもって保有する株式をいいます。

(5) 関連当事者との取引

①取締役および執行役員との取引

当社は、取締役または取締役が代表を務める法人と取引を行う場合、法令および社内規則に従い、必要に応じて専門家の意見を聴取のうえ、取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告します。

また、執行役員との取引のうち重要性が高い取引についても、取締役等との取引に準じて取り扱います。

②主要株主との取引

当社は、主要株主と取引を行う場合、一般的な取引条件と同等であるかなど、取引内容の妥当性や経済合理性を確認するとともに、重要性が高い取引については、当社グループや株主共同の利益を害することのないよう、複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分審議のうえ、承認を得て実施します。

また、承認された内容に基づいて適正に取引が行われているか否かなどを確認

できる体制を整備します。

2. 株主以外のステークホルダーとの関係

当社グループは、“KAITEKI”社会の実現を掲げる三菱ケミカルホールディングスグループの一員として、患者さんのQOLの向上、医療関係者との適切な提携、地域社会との共生等を通じて環境・社会課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

第3章 情報開示の取組み

当社グループは、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの理解を促進し、当社グループに対し、適切な評価をしていただくため、経営計画、経営課題、リスク等を含む企業活動に関する有用性の高い情報について、法令に基づく開示事項か否かに拘らず、主体的かつ適時・適切な開示に努めます。

第4章 コーポレート・ガバナンスの体制

1. 機関設計

- (1) 当社は監査役会設置会社制度を採用しており、取締役会では、複数の独立社外取締役を構成員とすることで、透明性、客観性の高い重要な経営の意思決定および業務執行の監督を行い、また、監査役会では、取締役会から独立した独任制の監査役による適法性および妥当性監査を通じた適正かつ強固な監査を行うことにより、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。
- (2) 業務執行については、執行役員制度を導入し、取締役会による経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確化し、迅速かつ効率的な経営を行います。
- (3) 機関設計については、最適なコーポレート・ガバナンス体制の実現に向け継続的に検討を行い、必要に応じて適宜見直しを行います。

2. 取締役会

(1) 役割・責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対して責任を負っていることを認識し、次の事項をはじめとする役割・責務を適切に果たします。

- ①企業理念・経営戦略・経営計画等の方向性の決定
- ②取締役・執行役員に対する実効性の高い監督
- ③内部統制システムの整備と適正な運用

④経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境の整備

(2) 構成

取締役会は、取締役会全体として必要な知識、経験、能力を有することを前提として、さらにバランス、多様性を備え、経営の意思決定および監督機能における透明性、客観性を確保するため、複数の独立社外取締役を含めた適切な構成とします。

(3) 企業理念・経営戦略・経営計画

取締役会は、企業理念に基づき、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行います。

また、中期経営計画を株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力をします。

(4) 委任の範囲

取締役会は、法令の定めに従い、取締役会にて決定すべき重要事項および取締役・執行役員に権限委譲する事項を社内規則で明確化し、権限委譲した執行内容を適正に監視・監督します。

(5) 審議の活性化

取締役会において活発な審議および適切な決議がなされるよう、社外取締役、代表取締役および監査役による定期的な意見交換の場を設けるほか、取締役会構成員に対して、均一かつ十分な情報の提供、必要に応じた事前説明の実施、事前検討時間および取締役会における審議時間の確保等、必要な環境を整えます。

(6) 実効性の評価

取締役会は、経営の意思決定および監督について取締役会がその役割・責務を適切に果たしているか否かなど、その実効性に関して、毎年分析および自己評価を実施し、その結果の概要を開示します。

3. 監査役会

(1) 監査役会は、取締役の職務の執行の監査、会計監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、取締役会から独立した機関として客観的な立場から適切な判断を行います。

(2) 上記の役割・責務を果たすため、常勤監査役は、経営執行会議などの重要会議に出席するほか、取締役・執行役員からの職務執行状況の聴取、社外取締役および会計監査人との意見交換、決裁書類等の閲覧などにより情報収集を行い、独立性を有する社外監査役との議論を通じて、実効性の高い監査を実施します。

4. 役員

(1) 取締役

①役割・責務

取締役は、株主に対する受託者責任・説明責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、その職務を遂行します。

②候補者の選定

(i) 取締役には、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて積極的に行動する者を選定します。

また、取締役は、自らの役割・責務を適切に果たすため、職務の遂行に十分な時間を費やすとともに、自らの知見・能力の向上のために自己研鑽に努めます。

(ii) 取締役候補者については、独立社外取締役を議長とし、過半数を独立役員で構成する任意の委員会における答申を受け、取締役会にて決定します。

(2) 独立社外取締役

①役割・責務

独立社外取締役は、特に以下の役割・責務が期待されることに留意し、その職務を遂行します。

(i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から助言を行うこと

(ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと

(iii) 会社と経営陣・主要株主との間の利益相反を監督すること

(iv) 経営陣・主要株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

②候補者の選定

(i) 独立社外取締役には、別途定める社外役員の独立性判断基準を満たし、かつ独立社外取締役としての職務の執行に必要な人格、見識、経験、能力等を有するとともに、期待される役割・責務を果たすために必要な時間を確保できる者を選定します。

(ii) 独立社外取締役候補者については、独立社外取締役を議長とし、過半数を独立役員で構成する任意の委員会における答申を受け、取締役会にて決定します。

(3) 監査役

①役割・責務

監査役は、株主の付託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、当社グループの持続的な成長とガバナンス体制の確立を図るため、その職務を遂行します。

②候補者の選定

(i) 監査役には、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け積極的に行動する者を選定します。

また、監査役は、自らの役割と責務を適切に果たすため、職務の遂行に十分な時間を費やすとともに、自らの知見・能力の向上のために自己研鑽に努めます。

(ii) 監査役候補者については、監査役会の同意を得るほか、独立社外取締役を議長とし、過半数を独立役員で構成する任意の委員会における答申を受け、取締役会にて決定します。

(4) 役員報酬

①役員報酬（業務執行取締役および執行役員）は、当社グループの中長期的な業績に連動させるとともに、企業価値向上に向けた意欲を高めることのできる適切かつバランスの取れた制度とします。

②役員報酬に関する方針および各役員の報酬内容については、独立社外取締役を議長とし、過半数を独立役員で構成する任意の委員会における答申を受け、取締役会にて決定します。

(5) トレーニング

役員として期待される役割・責務を適切に果たすため、以下に定める方針に従い、適宜役員研修を実施します。

①取締役および監査役に対しては、コンプライアンス、安全性教育等のテーマを中心に社内研修を継続的に実施し、また、第三者機関による研修の機会を継続的に提供・斡旋し、その費用を負担します。

②社外取締役および社外監査役に対しては、当社グループの事業戦略、経営課題等について、適宜必要な情報提供を行います。

③新任の取締役および監査役に対しては、関係法令、コーポレート・ガバナンス、その他必要な事項について社内研修を実施します。

④新任の社外取締役および社外監査役に対しては、当社グループの事業内容の説明を行うとともに、主要拠点等を視察する機会を設定します。

5. 会計監査人

- (1) 会計監査人および当社は、財務情報の信頼性の確保をその任務とし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために重要な責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行います。
- (2) 監査役会は、会計監査人候補者を適切に選定し、会計監査人を適切に評価するための基準を策定・運用します。
- (3) 当社は、会計監査人による適正な監査を可能とするため、十分な監査時間の確保、経営陣とのディスカッションの実施、監査役・経理財務部門等との連携確保など、充実した監査環境の提供に努めます。

(附則)

本ポリシーの改廃については、取締役会の決議によるものとします。

以上